【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年３月12日
【四半期会計期間】	第71期第１四半期（自　平成25年11月１日　至　平成26年１月31日）
【会社名】	株式会社ハイレックスコーポレーション
【英訳名】	HI-LEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　寺浦　實
【本店の所在の場所】	兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
【電話番号】	（0797）85－2500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理グループ担当執行役員　　芦田　安功
【最寄りの連絡場所】	兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
【電話番号】	（0797）85－2500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理グループ担当執行役員　　芦田　安功
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第１四半期 連結累計期間	第71期 第１四半期 連結累計期間	第70期
会計期間	自平成24年 11月１日 至平成25年 １月31日	自平成25年 11月１日 至平成26年 １月31日	自平成24年 11月１日 至平成25年 10月31日
売上高（百万円）	35,635	48,604	164,956
経常損益（百万円）	4,123	5,808	17,089
四半期（当期）純損益（百万円）	2,555	4,244	10,623
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	10,210	10,266	26,620
純資産額（百万円）	98,387	123,110	113,924
総資産額（百万円）	130,638	167,825	157,020
１株当たり四半期（当期）純損益金額（円）	67.29	111.71	279.64
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	67.20	111.51	279.18
自己資本比率（%）	70.9	68.7	68.3

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含んでおりません。

２【事業の内容】

当第１四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第１四半期連結累計期間における世界経済は、弱い景気回復となりました。日本経済は、政府の経済対策効果等により、緩やかな回復基調で推移しました。

自動車業界におきましては、日本国内の自動車生産台数は前年同期比12.3%増の249万台となりました。海外では、米国の自動車生産台数は前年同期比8.7%増の275万台、中国の自動車生産台数は前年同期比20.6%増の618万台となりました。

当社グループの当第１四半期連結累計期間の業績は、主に中国での販売が堅調に推移したこと等により、売上高は486億４百万円（前年同期比129億６千８百万円増、36.4%増）となりました。営業利益は、売上高が堅調に推移したこと等により、51億６千７百万円（前年同期比24億１千万円増、87.5%増）となりました。経常利益は、58億８百万円（前年同期比16億８千４百万円増、40.9%増）となり、四半期純利益は、固定資産売却益11億２千４百万円等により42億４千４百万円（前年同期比16億８千８百万円増、66.0%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 日本

日本におきましては、国内景気回復に伴う自動車生産の増加を受け、売上高は150億７千１百万円（前年同期比10億９千７百万円増、7.9%増）となりました。営業利益は、原価低減と生産性改善に取り組みました結果、18億６千７百万円（前年同期比３億７千４百万円増、25.1%増）となりました。

② 北米

北米におきましては、景気の回復を受け北米自動車生産が増加したこと等により、売上高は183億８千５百万円（前年同期比49億２千９百万円増、36.6%増）となりました。営業利益は、売上増加にともなう操業度効果により、16億１千４百万円（前年同期比５億６千３百万円増、53.6%増）となりました。

③ 中国

中国におきましては、主に日系自動車メーカーの販売が好調に推移したことにより、売上高は107億６百万円（前年同期比52億９千５百万円増、97.9%増）となりました。営業利益は、14億４千７百万円（前年同期比12億７千７百万円増、751.9%増）となりました。

④ アジア

アジアにおきましては、主に韓国の子会社で販売が好調であったことを受け、売上高は85億３千５百万円（前年同期比20億１千３百万円増、30.9%増）となりました。営業利益は、６億８千３百万円（前年同期比１億２千２百万円増、21.8%増）となりました。

⑤ 欧州

欧州におきましては、ハンガリー子会社で受注増加したこと等により、売上高は14億７千５百万円（前年同期比４億７千７百万円増、47.8%増）となり、営業利益は、２千５百万円（前年同期比１千３百万円増、111.3%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、平成25年12月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、平成26年１月25日開催の当社第70期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

② 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立性の高い社外取締役、社外監査役または社外有識者で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、独立委員会の判断を最大限尊重して対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.hi-lex.co.jp/）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

③ 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

ア．株主意思の反映

本プランは、平成26年１月25日開催の当社第70期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は平成29年１月31日までに開催される当社第73期定時株主総会の終結のときまでの３年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

イ．独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立性の高い社外取締役、社外監査役または社外有識者により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

ウ．本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

エ．第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(3) 研究開発活動

当第１四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、441百万円であります。
なお、当第１四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（平成26年１月31日）	提出日現在発行数（株）（平成26年３月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,216,759	38,216,759	東京証券取引所市場第二部	単元株式数は100株であります。
計	38,216,759	38,216,759	―	―

（注）　「提出日現在発行数」欄には、平成26年３月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

当第１四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社ハイレックスコーポレーション第５回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	平成25年12月13日
新株予約権の数（個）	11,183（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,183（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１
新株予約権の行使期間	自　平成26年１月15日 至　平成66年１月14日　（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　2,296（注）４ 資本組入額　1,148（注）５
新株予約権の行使の条件	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７

（注）１．当社取締役会決議に基づき、取締役については報酬額年額３億円のうちの３千万円の範囲内で、執行役員については年額２千万円の範囲内で、新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権１個当たりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切り捨てる。）を限度としており、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は普通株式１株であります。

２．付与株式数は、割当日後、当社が株式分割または株式無償割当て、株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割または株式無償割当て・株式併合の比率

また上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

３．新株予約権の行使期間は、新株予約権の割当日から40年以内の範囲で、当社取締役会において定めるものとする。

４．発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（１株当たり１円）と付与日における新株予約権の公正な評価単価（１株当たり2,295円）を合算しております。

５．（1）新株予約権の行使により増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算により生じる１円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の増加する資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
ただし、新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときは資本金及び資本準備金への組入れは行わないものとする。

６．（1）新株予約権の割当てを受けた新株予約権者は、上記、新株予約権の行使期間内において、取締役または執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り新株予約権を行使することができる。

（2）新株予約権者が自己の責めに帰すべき事由により解任されたことにより取締役または執行役員の地位を喪失した場合は、当社は、取締役会の決議によって、当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得または当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。

（3）新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から３ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

（4）新株予約権者について、法令または当社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第１項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合を含むがこれらに限られない。）または新株予約権者が当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問若しくはコンサルタントとなった場合など、新株予約権付与の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、当社は、取締役会の決議によって、当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得または当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。

（5）前各号に定めるほか、新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

７．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一とする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編後行使価額に上記（3）に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られた金額とする。再編後行使価額は交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たりの金額を１円とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（7）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記５．に準じて定めるものとする。

（8）その他の行使条件、取得事由等については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成25年11月１日～平成26年１月31日	－	38,216	－	5,657	－	7,105

（６）【大株主の状況】
当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】
当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成26年１月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 207,100	－	－
	（相互保有株式） 普通株式 32,400	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 37,942,000	379,420	－
単元未満株式	普通株式 35,259	－	－
発行済株式総数	38,216,759	－	－
総株主の議決権	－	379,420	－

（注）「完全議決権株式（その他）」には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が1,400株含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の名義書換失念株式に係る議決権の数14個が含まれております。

②【自己株式等】

平成26年１月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社ハイレックスコーポレーション	兵庫県宝塚市栄町一丁目12－28	207,100	－	207,100	0.54
（相互保有会社） 但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市出石町桐野1150	32,400	－	32,400	0.08
計	－	239,500	－	239,500	0.62

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間（平成25年11月１日から平成26年１月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成25年11月１日から平成26年１月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成25年10月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成26年１月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,924	35,100
受取手形及び売掛金	32,443	34,010
有価証券	1,768	2,891
商品及び製品	5,748	6,411
仕掛品	1,514	1,689
原材料及び貯蔵品	7,773	8,269
繰延税金資産	1,576	1,185
その他	2,220	3,422
貸倒引当金	△87	△96
流動資産合計	86,882	92,883
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,904	13,261
機械装置及び運搬具（純額）	10,701	11,227
土地	5,674	5,850
建設仮勘定	3,422	3,790
その他（純額）	1,077	1,253
有形固定資産合計	32,780	35,384
無形固定資産		
のれん	66	58
その他	2,741	2,919
無形固定資産合計	2,807	2,977
投資その他の資産		
投資有価証券	32,104	34,038
繰延税金資産	180	158
その他	2,770	2,911
貸倒引当金	△506	△528
投資その他の資産合計	34,549	36,579
固定資産合計	70,137	74,941
資産合計	157,020	167,825

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成25年10月31日）	当第１四半期連結会計期間 （平成26年１月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,529	23,229
短期借入金	2,195	2,290
未払法人税等	2,030	1,598
繰延税金負債	1	3
賞与引当金	1,773	1,096
役員賞与引当金	42	11
製品保証引当金	248	274
その他	6,332	6,479
流動負債合計	34,153	34,984
固定負債		
長期借入金	612	785
繰延税金負債	6,684	7,188
退職給付引当金	774	784
その他	870	971
固定負債合計	8,941	9,730
負債合計	43,095	44,714
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,657	5,657
資本剰余金	7,105	7,105
利益剰余金	89,632	92,877
自己株式	△308	△309
株主資本合計	102,086	105,330
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,040	11,831
為替換算調整勘定	△5,868	△1,908
その他の包括利益累計額合計	5,172	9,923
新株予約権	61	87
少数株主持分	6,604	7,769
純資産合計	113,924	123,110
負債純資産合計	157,020	167,825

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成24年11月１日 至　平成25年１月31日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成25年11月１日 至　平成26年１月31日)
売上高	35,635	48,604
売上原価	29,599	39,620
売上総利益	6,035	8,983
販売費及び一般管理費	3,278	3,815
営業利益	2,756	5,167
営業外収益		
受取利息	52	68
受取配当金	94	123
持分法による投資利益	129	128
為替差益	967	259
電力販売収益	―	12
その他	149	102
営業外収益合計	1,393	694
営業外費用		
支払利息	9	26
株式交付費	7	―
電力販売費用	―	17
その他	10	10
営業外費用合計	27	54
経常利益	4,123	5,808
特別利益		
固定資産売却益	2	1,124
その他	0	―
特別利益合計	3	1,124
特別損失		
固定資産除却損	31	14
その他	1	0
特別損失合計	33	14
税金等調整前四半期純利益	4,093	6,917
法人税、住民税及び事業税	1,064	1,399
法人税等調整額	376	493
法人税等合計	1,440	1,893
少数株主損益調整前四半期純利益	2,653	5,024
少数株主利益	97	780
四半期純利益	2,555	4,244

【四半期連結包括利益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成24年11月１日 至　平成25年１月31日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成25年11月１日 至　平成26年１月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,653	5,024
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,245	791
為替換算調整勘定	4,058	4,283
持分法適用会社に対する持分相当額	253	167
その他の包括利益合計	7,557	5,242
四半期包括利益	10,210	10,266
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,617	8,995
少数株主に係る四半期包括利益	592	1,271

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成24年11月１日 至　平成25年１月31日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成25年11月１日 至　平成26年１月31日）
減価償却費	783百万円	930百万円
のれんの償却額	19百万円	7百万円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自平成24年11月１日　至平成25年１月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年１月26日 定時株主総会	普通株式	759	20	平成24年10月31日	平成25年１月28日	利益剰余金

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自平成25年11月１日　至平成26年１月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年１月25日 定時株主総会	普通株式	760	20	平成25年10月31日	平成26年１月27日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自平成24年11月１日 至平成25年１月31日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	日本	北米	中国	アジア	欧州	合計
売上高						
外部顧客への売上高	11,579	13,418	4,361	5,278	997	35,635
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,394	37	1,048	1,244	0	4,726
計	13,974	13,456	5,410	6,522	998	40,361
セグメント利益	1,492	1,051	169	560	11	3,286

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,286
セグメント間取引消去	△27
全社費用（注）	△502
四半期連結損益計算書の営業利益	2,756

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の管理部門に係る費用であります。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（のれんの金額の重要な変動）

「全社」セグメントにおいて、株式会社サンメディカル技術研究所の株式を取得したことにより、のれんを計上しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第１四半期連結累計期間においては、471百万円であります。

II　当第１四半期連結累計期間（自平成25年11月１日 至平成26年１月31日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	日本	北米	中国	アジア	欧州	合計
売上高						
外部顧客への売上高	12,504	18,312	9,496	6,817	1,472	48,604
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,567	73	1,209	1,717	2	5,570
計	15,071	18,385	10,706	8,535	1,475	54,175
セグメント利益	1,867	1,614	1,447	683	25	5,637

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	5,637
セグメント間取引消去	13
全社費用（注）	△482
四半期連結損益計算書の営業利益	5,167

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の管理部門に係る費用であります。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成24年11月１日 至　平成25年１月31日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成25年11月１日 至　平成26年１月31日）
(1) １株当たり四半期純利益金額	67円29銭	111円71銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	2,555	4,244
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	2,555	4,244
普通株式の期中平均株式数（千株）	37,983	37,993
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	67円20銭	111円51銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	52	68
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（重要な後発事象）

当社の連結子会社（持株比率61.1%）である大同ハイレックス株式会社（以下「ＤＤＨＬ」といいます。）は、平成26年２月15日開催の取締役会において、株式会社リーハンドア（以下「ＬＨＤ」といいます。）の株式を取得し連結子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡に関する契約を締結いたしました。

１．株式取得の目的

ＤＤＨＬは、当社の主力事業の一つであるウインドレギュレータ等を製造及び販売しています。他方、ＬＨＤは、ドア・ラッチの製造及び販売をしている会社です。

ＤＤＨＬは、平成25年８月頃、ＬＨＤの親会社である株式会社リーハン（以下「ＬＨ」といいます。）よりＬＨＤの株式取得の要請を受け、当社は、デューディリジェンスを実施すること等により、同社の今後の成長可能性等について検討してきました。その結果、ＤＤＨＬは、ドア・ラッチの製造及び販売分野において高度な技術・ノウハウを有するＬＨＤと連携を図ることにより自動車市場のシェア拡大が見込めると判断したことから、当該要請を受けることとしました。

これにより、ＤＤＨＬはＬＨＤの発行済株式の100.0%を取得し同社を子会社化することとなり、当社は同社を連結子会社化することとなります。

２．株式取得の相手先の名称

株式会社リーハン

３．取得する子会社の概要

①名称	株式会社リーハンドア
②所在地	大韓民国京畿道平澤市
③代表者の役職・氏名	代表理事社長　安　紋基（アン　ムンギ）
④事業内容	ドア・ラッチの製造及び販売
⑤資本金	10,329百万ウォン（985百万円相当額）
⑥設立年月日	平成３年９月１日

４．株式取得の時期

平成26年３月13日（予定）

５．取得する株式の数、取得価格及び取得前後の所有株式の状況

①異動前の所有株式数	0株 （議決権の数：0個） （所有割合：0%）
②取得株式数	2,065,811株 （議決権の数：2,065,811個） （発行済株式数に対する割合：100.0%） （取得価格：123億ウォン（日本円相当額1,173百万円））
③異動後の所有株式数	2,065,811株 （議決権の数：2,065,811個） （所有割合：100.0%）

注：取得価格は、0.0954円/ウォンで円換算しております。

６．取得資金の調達方法

取得資金につきましては、自己資金にて充当する予定であります。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年３月11日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原田　大輔　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　廣田　昌己　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイレックスコーポレーションの平成25年11月１日から平成26年10月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成25年11月１日から平成26年１月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成25年11月１日から平成26年１月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社の平成26年１月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。